

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

県が保有する公有財産の利活用の状況

(2) テーマの選定理由

県が保有する公有財産（行政財産及び普通財産）の利活用の状況を調査し、法令に照らして適切な管理がなされているか、また、有効かつ効率的に活用されているかについて検証することは、今後の適正な行政運営に資するものと考えため、特定の事件として選定した。

(3) 監査の範囲

福島県が保有し、管理運営している地方自治法第 238 条第 1 項に掲げる公有財産たる不動産のうち、職員公舎を除く不動産（土地・建物・工作物・立木竹）を対象とした。職員公舎を監査範囲より除外したのは、監査委員監査との二重監査を避ける目的によるものである。

3. 外部監査の対象期間

原則として平成 21 年 3 月 31 日現在の公有財産を対象としたが、一部、平成 21 年 4 月 1 日から監査実施時までの状況変化について考慮した。

なお、監査対象の公有財産を平成 21 年 3 月 31 日現在のものとしたのは、監査対象物件を抽出するに当たり、監査着手時点の平成 22 年 6 月において作成されていた最新の公有財産表（公有財産明細）が、平成 21 年 3 月 31 日現在のものであったことによる。

4. 外部監査の実施期間

平成 22 年 6 月から平成 23 年 3 月まで

5. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鈴木和郎
同補助者	公認会計士	佐藤成
同補助者	公認会計士	富樫健一
同補助者	公認会計士試験合格者	鈴木康将
同補助者	公認会計士試験合格者	齋藤健
同補助者	公認会計士試験合格者	松田卓也

6. 外部監査の方法

公有財産表に記載されている、県が保有する公有財産の管理の概要の説明を受け、次に監査対象機関から提出を受けた資料等に基づいてヒアリングを実施し、更に必要に応じて現地調査や詳細資料の提出を受けて調査分析を行った。

なお、監査の実施過程において、県営住宅に関しては実物資産の管理以外にも未収の滞留家賃の存在等の課題があることが判明したため、重点的に監査を実施することとした。

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。